

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月22日
【発行者の名称】	株式会社アクトビ (ACTBE Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 藤原 良輔
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区北堀江1丁目3-24
【電話番号】	06(6568)9986 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小高 結衣
【担当J-A d v i s e rの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役 篠田 康人
【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 J Pタワー名古屋34階
【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/">https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/</a>
【電話番号】	052(589)2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年10月23日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アクトビ <a href="https://actbe.co.jp/ir/">https://actbe.co.jp/ir/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3-4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のため行動するJ-A d v i s e rを選任する必要があります。J-A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### 連結経営指標等

回次	第7期	第8期
決算年月	2024年4月	2025年4月
売上高 (千円)	67,730	367,053
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,344	32,967
親会社株主に帰属する当期純利益又 は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△729	21,320
包括利益 (千円)	△91	21,497
純資産額 (千円)	46,614	68,111
総資産額 (千円)	182,103	246,472
1株当たり純資産額 (円)	466.14	681.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△) (円)	△7.29	213.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	25.6	27.6
自己資本利益率 (%)	△1.6	37.2
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,007	34,788
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,585	△6,718
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,268	25,442
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	117,323	169,538
従業員数 (人)	25	24

(注) 1. 当社は、第7期より連結財務諸表を作成しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であります。
5. 第8期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けておりますが、第7期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 第7期は決算期変更により2024年2月1日から2024年4月30日の3か月間となっております。

## 2 【沿革】

設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	事項
2018年2月	株式会社アクトビ設立
2020年4月	株式会社セールスフォース・ジャパンよりコンサルティングパートナーとして認定
2022年10月	「ベンチャー通信」を運営するイシン株式会社による「注目の西日本ベンチャー100」に選出
2023年4月	海外法人ACTBE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD. 設立
2023年9月	Great Place to Work Institute Japanが実施している「働きがいのある会社」に認定
2023年10月	本社を大阪府大阪市西区（現在地）に移転
2024年11月	東京都港区に東京オフィスを開設
2024年11月	株式会社ReaLightと経理・労務領域における業務提携を締結

### 3 【事業の内容】

当社グループは、自らを「Purpose Driven Tech-Integrator」と定義し、デジタルの専門家として目的（Purpose）に立脚した設計・実装・運用を通じ、顧客の本質的課題に対する解決価値を継続的に提供しております。また、当社は「ただ作る」のではなく共創（Consulting × System Integration × Design × BI）の体制で、上流の事業構想からプロダクト開発・運用改善までを一気通貫で支援することを組織原理としております。加えて、目的からKPI、要件、設計、運用までの持続的な価値創造を重視した運営と、標準主義に基づく短サイクルの改善を通じ、投資対効果の可視化と実装の実効性にフォーカスしております。

「コアにつながるテクノロジーを提供する」をミッションに掲げ、テクノロジーを活用して社会課題を解決し、新しい価値を創造することで、社会の仕組みをアップデートし続けていくことを使命とともに、「すべての人が活躍できる場を定義する」をビジョンとしており、活動を通じて一人ひとりが能力を最大限に発揮し、活躍できるような環境をつくり出すことを目指しております。

そのために、中期ビジョンとして「エンジニア・デザイナーの職域の再定義」を位置づけており、「顧客の提供価値を変える」「社員の市場価値を変える」「働く価値を変える」「世間の期待値を変える」「育てる仕組みを変える」「一般的なエンジニア・デザイナーのイメージを変える」の6つを達成要件・定量目標として設定することで、日々の活動において、業務課題を深く理解し、顧客と共に創り、また、伴走しながら課題解決を実現するという姿勢を徹底しております。

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要な事業別に記載しております。

#### (1) Product Development Partner事業

当社は、既存事業の高度化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）の文脈において、新規事業の構想段階からPoC（仮説検証）、事業化、運用定着に至るまで、技術・開発領域を一貫して伴走しております。課題仮説の構築、MVP（必要最低限の機能を備えたプロダクト）要件定義、UI/UX（ユーザーインターフェース、ユーザー体験）設計、アーキテクチャ設計、実装、計測設計、改善サイクルの内製化支援までを包括的に提供する点が当社の特徴であり、顧客が保有する業務ナレッジやデータ資産を起点に、仮説検証を短期間で反復的に実施することで、体験品質と拡張性の両立を図っております。

例として、現場導入の障壁が高かった既存サービスにおいてオンボーディング動線の再設計とアプリ実装の再構築を同時に進め、運用負担の低減と継続利用率の改善を両立した事例、あるいはBtoB領域の新規サービスで業務フローの言語化からUIプロトタイピング、外部API連携、効果測定までを短期間で検証を繰り返し実施することで、主要機能の有効性を早期に特定し、事業化に係る意思決定を支援した事例などがあり、産業横断的に“事業成長を支えるパートナー”としての機能を提供しております。

#### (2) Branding事業

企業や事業の目的を基点とし、ブランド戦略からUI設計、ビジュアルアイデンティティ構築、Webやアプリを含むデジタル表現までを一貫して提供しております。ロゴやデザイン制作にとどまらず、事業の存在意義を明確に言語化し、プロダクトやサービスの体験全体へと落とし込むことで、ブランドが掲げるメッセージと実際の機能価値を統合し、整合性のある顧客体験を創出することを重視しております。

具体的には、新規事業の立上げ時に理念・価値命题を整理し、UIとビジュアル、コンテンツ、導線設計を統合することで、短期間で統一性のあるブランドイメージを市場へ定着させ、顧客獲得の初速を高めるアプローチを採用しております。

#### (3) Business Intelligence事業

当社はSalesforce認定コンサルティングパートナー（2020年4月認定）として、営業・マーケティング・カスタマーサクセス領域のシステム導入から活用定着までを一気通貫で支援しております。エンタープライズ企業とも直接契約を結んでおり、メインベンダーとして要件定義から実装、運用改善まで責任を持って関与できる体制を基本とし、業務設計とデータ統合、ダッシュボード設計、プロセス自動化を通じて、見積りや承認等のリードタイム短縮、組織横断的な情報共有と状況把握を実現しております。

導入時はActivation（活性化）とRetention（継続利用）に着目し、標準機能とベストプラクティスを基盤として設計することで、ベンダーへの過度な依存を回避しております。また、短期間でのリリースサイクルを通じて活用度を段階的に拡大し、経営に直結するKPIの改善へと結び付けております。

#### (4) Advisory事業

経営および事業責任者と協働し、DX構想の立案から投資計画、システム導入の優先順位付け、さらに技術顧問としての実行支援に至るまで包括的なサポートを提供しております。助言にとどまらず、必要に応じて実装や検

証にも対応し、アーキテクチャ設計、技術選定、データ整備、体制設計およびベンダーマネジメントを統合的に提供しております。

具体的には、停滞したプロジェクトに対し要件定義の再整理と調達計画の見直しを行い、短期間でのリリースを実現した事例や、既存システムのリプレイス、性能改善、データ移行と運用設計の再構築を通じて、現場に根付く内製化の仕組みを構築した事例など、経営と開発の橋渡し役として意思決定の精度向上に貢献しております。

[事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ACTBE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール 市	千マレーシア リンギット 500	Tech- Integrator 事業	100.0	役員の兼任 1名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数（名）	26
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
26	29.2	2.1	4,412

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

2024年4月期は決算期変更の経過期間に伴い、2024年2月から2024年4月までの3か月決算となっております。このため、対前期増減額につきましては記載しておりません。

##### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の収束に伴い経済活動の正常化が進展し、雇用・所得環境の改善の下で緩やかな景気回復が見られました。景気の基調判断においては下げ止まりを示しており、一部に足踏みが残るもの、全体的には持ち直しの動きが確認されています。一方で、先行き不透明な状況も続いており、世界的な金融引締めの影響や中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れリスクを含んでいます。

このような経済環境のもと、当社の事業領域であるデジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するIT投資需要は、依然として旺盛な状況が続いています。企業においては、非製造業を中心に投資活動が活発化しております。

各企業は新たな事業モデルへの転換や労働力人口の減少による人手不足への対応といったニーズに直面しており、IT技術分野に対する需要は高い水準を維持しています。コロナ禍を機契とするデジタルシフトの機運も依然として継続しており、企業内の課題や社会課題の解決に向けたテーマとしてDXへの投資は加速しています。今後も継続してデジタル変革のためのIT投資は活発に実行されることが予想され、真のDX実現に向けた本質的なサービス提供が求められる市場環境が継続するものと見込まれます。

このような経済状況において、当社グループでは「エンジニア・デザイナーの職域の再定義」という理念のもと、本質的なDX支援を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高367,053千円、営業利益33,672千円、経常利益32,967千円、親会社株主に帰属する当期純利益21,320千円となりました。

##### (2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は169,538千円(前連結会計年度末比52,215千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は34,788千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益の計上31,523千円、未払消費税等の増加6,597千円があったこと等によるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,718千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出2,851千円、敷金及び保証金の差入による支出2,160千円等によるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は25,442千円となりました。これは長期借入れによる収入50,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出24,558千円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

前連結会計年度は、決算期の変更により、2024年2月1日から2024年4月30日までの3か月間となっております。このため、前年同期比較については記載しておりません。

### (1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載に代えて、事業別に記載しております。

事業分野	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	前年同期比 (%)
Product Development Partner事業 (千円)	253,330	—
Business Intelligence事業 (千円)	112,006	—
Branding事業 (千円)	1,716	—
Advisory事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	367,053	—

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)		当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ダイキン工業株式会社	11,955	17.7	62,115	16.9
株式会社日本アクセス	8,137	12.0	54,456	14.8
株式会社村田ソフトウェアサービス	8,005	11.8	—	—

### 3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおり認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループの経営方針は、「コアにつながるテクノロジーを提供する」というミッション、「すべての人が活躍できる場を定義する」というビジョン、そして以下の6つを達成要件・定量目標とする「エンジニア・デザイナーの職域の再定義」という中期ビジョンを基本的な理念として掲げています。

- ・顧客の提供価値を変える
- ・社員の市場価値を変える
- ・働く価値を変える
- ・世間の期待値を変える
- ・育てる仕組みを変える
- ・一般的なエンジニア・デザイナーのイメージを変える

これらの理念に基づき、目的駆動型のテクノロジー専門家集団として在り続けることを目指しております。

#### (2) 経営環境

当社グループが事業を展開するデジタルソリューション領域は、AI、クラウドコンピューティング、データサイエンスなどの技術革新が急速に進展しており、それに伴い顧客のニーズや市場構造も常に変化しています。また、同分野には多くの競合企業が存在し、技術力やサービス提供能力、価格競争など、競争は非常に激しい環境にあります。こうした外部環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、競争優位性を維持していくことが重要となります。

#### (3) 経営戦略等

当社グループの経営戦略は、「つくる」だけでなく「共創する」という考え方を根幹としています。当社グループはデジタル領域のプロフェッショナルとして、単に顧客からの依頼に応じたものを提供するだけでなく、顧客の抱えるあらゆる経営課題に対して、最適な解決方法を提案・提供し、顧客を「パートナー」と捉え、共に価値を創造していく「共創」を重視しています。この共創のスタンスに基づき、顧客の事業に継続的に伴走・支援することで、長期的な関係構築と顧客の持続的な成長に貢献することを目指しております。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

売上高、営業利益、経常利益といった収益に関する指標に加え、顧客獲得数、顧客継続率、顧客満足度、従業員一人当たりの生産性、技術革新への投資額などを経営上の目標達成を測るための指標として用いております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ①人材の確保と育成

当社グループの事業は、デジタル領域における高度な専門知識と技術力、そしてクリエイティブな発想と論理的思考力を持つ人材によって支えられています。多様な専門性を持つプロフェッショナルの確保と育成は、事業成長のための最も重要な課題の一つであります。近年において、デジタル技術の進化はますます速くなっており、市場での人材獲得競争も激化しているため、優秀な人材を継続的に採用し、最大限の能力を発揮できるよう育成・研修体制を強化し、魅力的なキャリアパスを提供していく必要があります。

##### ②パートナー企業との連携の拡大

顧客を「パートナー」として共創していくことが当社グループの事業の根幹となっております。顧客との信頼関係を深め、長期的なパートナーシップを構築することで、安定的な事業基盤の維持・拡大を図ってまいります。また、事業領域の拡大や多様な顧客ニーズへの対応のためには、技術、チャネル、サービスなど、様々な側面で他の企業との連携が必要となる場合があります。既存の顧客との関係を深化させつつ、新たなビジネスパートナーとの連携を積極的に模索し、協業体制を強化していくことが、事業機会の拡大に繋がります。

##### ③技術力の持続的強化

当社グループが提供するサービスは、高度な技術力に裏付けられております。変化の速いデジタル領域において、常に最先端の技術を習得し、サービスに取り入れることで付加価値を向上し続けることが競争力の強化につながります。個々のプロフェッショナルが専門家として技術力を磨き続けることに加え、組織として技術に関する知見を共有し、新しい技術の導入・活用を推進する体制を強化していくことが課題となります。

#### ④情報管理体制の持続的強化

当社グループは顧客のシステム開発支援を通じて、顧客の機密情報や個人情報を取り扱っております。そのため重要な情報を適切に保護・管理することは、顧客からの信頼を維持し、企業価値を守る上で極めて重要となります。現在においても、情報セキュリティ対策、個人情報保護体制の向上に努めておりますが、今後も継続的な見直し・強化に取り組んでまいります。

#### ⑤内部管理体制の持続的強化

当社グループが今後事業拡大、企業価値の向上を目指すにあたり、適切かつ有効な内部管理体制の構築・運用が不可欠であると認識しております。今後も内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の構築、内部監査機能の充実などを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。また、そのために必要なマネジメント人材や管理部門の採用・育成を実施していく方針です。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

### (1) DX市場の成長性について

当社グループが展開する事業領域であるデジタルトランスフォーメーション（DX）市場は、企業のデジタル投資意欲の高まりによって拡大基調にあると認識しております。

しかしながら、景気後退や予算削減などにより企業のIT投資が抑制される局面が生じた場合には、新規案件の獲得や既存プロジェクトの継続に影響が及び、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合について

DX市場やITソリューション領域では、多数の企業が参入しており、技術・価格・人材の各面で競争が激化する傾向にあります。特に大手企業の参入や資本力のある事業者のM&A等により優秀な人材や大規模案件を集中的に獲得されると、受注機会の減少や価格競争の激化が生じる可能性があります。

これにより、当社グループの収益性低下や事業拡大ペースの遅れにつながり、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

しかし、ソフトウェア開発を用いた新規事業開発や業務改善のプロジェクトをプライム商流で一気通貫で実行できる企業には限りがあります。

その結果、DXプロジェクト全工程におけるサービス品質を向上することで差別化を図り、競争力の維持向上に努めております。

### (3) 人材採用・育成について

当社グループの事業は、高度な技術力と専門的な知識を持つ人材によって支えられています。

一方で、IT業界全体で優秀な人材の獲得競争が激化しており、当社グループが必要とする人材を計画どおりに採用・育成できない場合や、優秀な人材が流出した場合には、プロジェクトの品質・納期に支障が生じる可能性があります。

これにより、当社グループの競争力が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 品質について

当社グループは、受託開発やコンサルティングをはじめとするソリューション提供において、顧客の要望に合致した高品質な成果物を提供することを重視しております。

しかしながら、プロジェクト管理や技術的なミス等により品質不備や納期遅延が生じた場合、顧客満足度の低下や契約の継続性の喪失だけでなく、損害賠償リスクが発生する可能性があります。

その結果、当社グループの信用力低下や追加コストの発生により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 技術革新について

IT領域やDX分野では、クラウド、AI、ブロックチェーン、XR（クロスリアリティ）などの新技術が急速に進化しており、顧客ニーズも高度化・多様化しています。

当社グループがこれらの新技術を迅速にキャッチアップできず、または関連する研究開発投資が想定以上に増大した場合、競争力や収益性に悪影響が生じる可能性があります。

ひいては、当社グループの成長戦略の実行が滞り、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 海外事業について

当社グループが海外に事業を展開、または今後海外進出を検討する場合、各国の政治・経済情勢、法規制、税制、文化的差異、為替相場の変動など多岐にわたるリスク要因が存在します。

これらの要因が想定外のコストや事業上の制約をもたらす場合には、海外事業の拡大が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 機密情報の管理について

当社グループでは、開発・コンサルティング業務等において顧客の重要な情報や個人情報を扱う場合があります。

万一情報漏洩や不正アクセスが発生すると、損害賠償や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績及び財政状態に多大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは情報セキュリティ対策や従業員教育等を行いリスク低減を図っていますが、完全に防ぎきれないリスクが存在します。

#### (8) 法的規制及び知的財産等に関するリスク

IT業界・DX領域においては、労働者派遣法や下請代金支払遅延等防止法、個人情報保護法など、各種法令・規制が適用される可能性があります。

また、プロダクトやシステム開発において第三者の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っていますが、万一侵害が判明した場合、損害賠償や開発差止請求等を受けるリスクがあります。

これら法的規制や知的財産リスクが顕在化した場合、当社グループの事業活動が制限される、または多額のコスト負担が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である藤原良輔は、創業時より当社グループの事業推進において重要な役割を担ってまいりました。

当社グループでは、取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 内部管理体制について

当社グループは成長段階にあり、事業規模の拡大に合わせて経営管理や内部統制、コンプライアンス体制を強化する必要があります。

しかしながら、急速な成長に伴い、管理体制の構築や運用が追いつかない場合、業務プロセスの不備や不正リスク、法令違反などが生じる可能性があります。

その結果、顧客満足度の低下や行政処分、社会的信用の失墜を招き、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) コンプライアンスリスクについて

当社グループは、リスク・コンプライアンス規程を定め、役職員に対して法令遵守意識を浸透させております。

しかしながら、万が一、当社グループの役職員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、当該規程の周知徹底を図るとともに、内部監査による遵守状況の確認等を行い、法令遵守のための定期的な教育・指導に努めています。

#### (12) 風評リスクについて

当社グループやそのサービスに関して、インターネットやSNS等を通じて根拠のない誤情報や悪評が急速に拡散される可能性があります。

これにより、実際の品質や実績とは無関係に当社グループの評判が低下し、顧客離れや新規受注の減少を引き起こし、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは適切な情報発信や広報活動を行うことで、風評被害のリスクを最小化するよう努めています。

#### (13) 訴訟等のリスクについて

当社グループは、顧客やパートナーと契約を締結する際に、損害賠償の上限額を定めるなど、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。

しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生や、取引先等との何らかの問題が生じた場合等により、他社から損害賠償請求等の訴訟を提起された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、顧問弁護士や外部専門家と連携することで、訴訟等のリスク低減に努めています。

(14) 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

本発行者情報公表日の前月末現在(2025年8月31日)における新株予約権による潜在株式は11,600株であり、発行済株式総数100,000株の11.6%に相当します。

これらストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

(15) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力をすること
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1年を経過する日(当該 1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1年を経過した日から起算して 1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a~jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性のため、これらの見積もりと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は223,767千円となり、前連結会計年度末に比べ66,542千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が52,215千円増加したことによるものであります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は22,705千円となり、前連結会計年度末に比べ2,173千円減少いたしました。これは主に有形固定資産が2,466千円減少したことによるものであります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は83,054千円となり、前連結会計年度末に比べ27,437千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が10,008千円増加したこと、未払法人税等が7,042千円増加したこと、未払消費税等が6,597千円増加したことによるものであります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は95,307千円となり、前連結会計年度末に比べ15,434千円増加いたしました。これは長期借入金が15,434千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は68,111千円となり、前連結会計年度末に比べ21,497千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益21,320千円によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

経営者は、事業を拡大し、持続的な成長を実現するために様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、常に事業環境についての情報を入手し、分析し、顧客ニーズの把握等、企業規模の拡大に応じた内部管理体制・組織の整備を進め、企業価値のさらなる向上を目指して取り組んでおります。

### (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、労務費等の売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループは事業運営上必要な資金の流動性と資金の原資を安定的に確保することを基本方針としており、主に自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、設備投資の詳細につきましては「第4 設備の状況」に記載のとおりであります。

### (7) 運転資本

上場予定日（2025年10月23日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,297千円であり、主なものは自社で使用するパソコン等であります。当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資の記載を省略しております。

### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2025年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市西区)	事務所設備等	11,857	3,713	15,571	24

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 本社の建物は賃借しており、年間賃借料は8,520千円であります。  
3. 従業員数は就業人員であります。

#### (2) 在外子会社

重要な設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000	300,000	1,000	100,000	非上場	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	400,000	300,000	1,000	100,000	—	—

(注) 1. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は99,000株増加し、100,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年7月24日付で発行可能株式総数は396,000株増加し、400,000株となっております。

2. 2025年7月23日開催の定時株主総会決議により、2025年7月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2022年8月17日 臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	71	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71(注) 1	7,100(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注) 2	1,000(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年10月2日 至 2032年8月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000(注) 3	発行価格 1,000 資本組入額 500(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近連結会計年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
  - ①当社が消滅会社となる合併契約、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（存続会社又は完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）
  - ②本新株予約権の行使条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できなくなったとき
  - ③新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄したとき
  - ④本新株予約権が失効したとき、又は当社と新株予約権者との間の合意により本新株予約権が失効したとき

6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2024年12月11日 臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数（個）	45	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	26	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	45（注）1	4,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 2026年12月26日 至 2034年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000（注）3	発行価格 1,000 資本組入額 500（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近連結会計年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日まで

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき (存続会社又は完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)
- ②本新株予約権の行使条件に該当しなくなつたため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できなくなったとき
- ③新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄したとき
- ④本新株予約権が失効したとき、又は当社と新株予約権者との間の合意により本新株予約権が失効したとき

6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年7月24日 (注)	99,000	100,000	—	8,000	—	2,000

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	3	4	—
所有株式数（単元）	—	—	—	149	—	—	851	1,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	14.9	—	—	85.1	100	—

(注) 2025年7月23日開催の定時株主総会決議により、2025年7月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 100,000	1,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	100,000	—	—
総株主の議決権	—	1,000	—

(注) 1. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は99,000株増加し、100,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年7月24日付で発行可能株式総数は396,000株増加し、400,000株となっております。

2. 2025年7月23日開催の定時株主総会決議により、2025年7月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、下記のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2022年8月17日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2024年12月11日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

本発行者情報公表日において、当社は成長段階の過程にあり、利益を内部留保することにより、将来の事業展開やさらなる成長に向けた投資を行うことで、企業価値が最大化するものと考えております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境変化に対応すべく、営業体制の強化に有効投資したいと考えております。

将来的には株主への利益還元を実施していく方針でありますが、配当実施及び時期については現時点において未定であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性3名 女性1名 (役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長兼CEO	藤原 良輔	1987年9月22日	2008年4月 株式会社シュテルン天王寺社入社 2010年3月 飲食店開業 2013年1月 株式会社セラク入社 2016年10月 イグニションポイント株式会社入社 2018年2月 当社取締役就任 2019年8月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 5	71,100
取締役	副社長	石村 真一	1987年8月9日	2010年4月 株式会社ジェニオ入社 2020年4月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役(現任)	(注) 3	(注) 5	9,000
取締役	—	山本 雄三	1988年3月14日	2011年4月 有限責任あずさ監査法人入社 2019年8月 山本雄三公認会計士事務所代表(現任) 2019年8月 ブリッジコンサルティンググループ株式会社入社 2020年10月 株式会社みんなのコンサルティング(現株式会社Minconパートナーズ)代表取締役 2022年7月 みんなの税理士法人(現税理士法人ReaLight)入社 2022年7月 株式会社ReaLight代表取締役(現任) 2022年12月 サイトロニクス株式会社監査役(現任) 2024年2月 当社取締役(現任)	(注) 1、3	(注) 5	5,000
監査役	—	前川 恵利子	1986年11月13日	2017年12月 瀧井総合法律事務所入所 2024年4月 当社監査役(現任)	(注) 2、4	(注) 5	—
計							85,100

(注) 1. 取締役 山本 雄三は、社外取締役であります。

2. 監査役 前川 恵利子は、社外監査役であります。

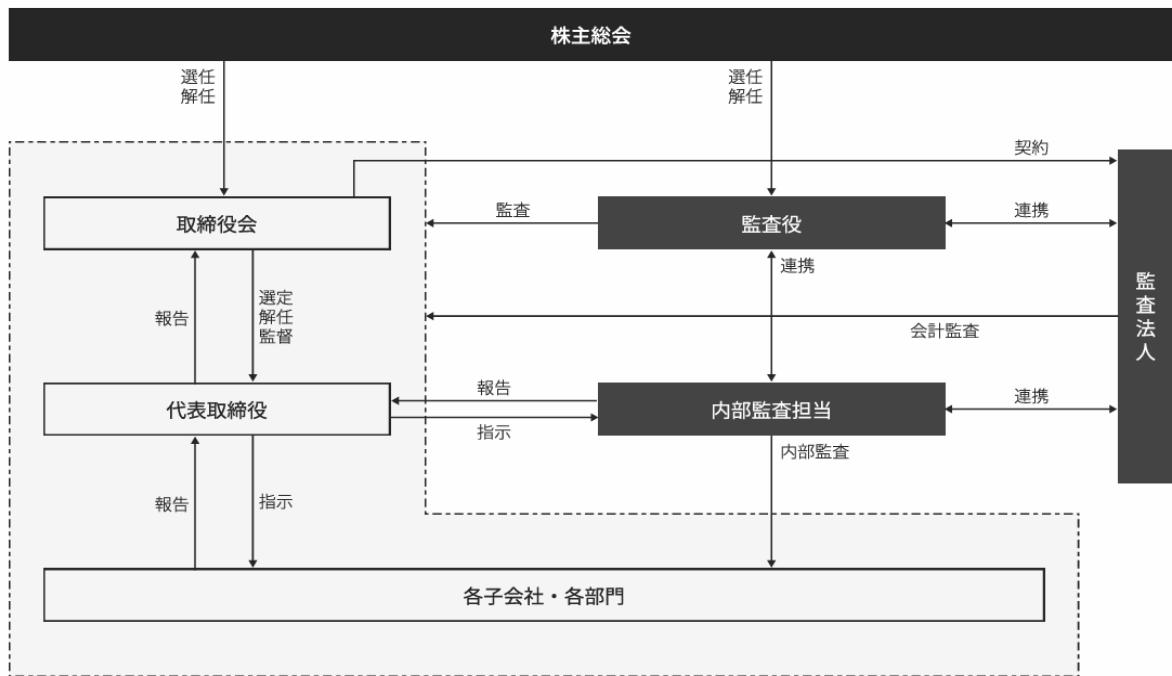
3. 取締役の任期は、2025年7月23日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2025年7月23日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2025年4月期における役員報酬の総額は58,930千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

#### ②会社の機関の内容

##### a. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### b. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### c. 会計監査

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年4月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

また、代表取締役を実施統括責任者としてコンプライアンス規程を定め、万一リスクが発生した場合に、当社が被る損害を最小限にとどめることを目的とし、コンプライアンス遵守に関する統制方針、体制、行動規範の確認を行っております。

#### ④内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、BackOffice Divisionが主管し、業務を監査しております。つぎにBackOffice Divisionの監査は代表取締役社長が指名した者が監査を実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部署の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査人より、代表取締役及び監査役に対し監査報告書の提出・報告を行う体制をとっております。

また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。内部監査担当者、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてBackOffice Divisionが情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

#### ⑦社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は1名であります。

社外取締役の山本氏は、公認会計士としての経験から豊富な知識と高い見識を活かし、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。なお、同氏は当社の株式5,000株を所有しておりますが、同氏と当社との間にはそれ以外に特別な利害関係は有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

社外監査役の前川氏は、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と実績を有しております。また、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス等を中心、法律の専門家として独立した立場で取締役会の監督機能を担っております。同氏と当社との間には特別な利害関係は有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

#### ⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	55,930	42,930	13,000	—	3
監査役	600	600	—	—	1
社外取締役	2,400	2,400	—	—	1

#### ⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする旨を定款で定めております。

#### ⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑫中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,500	—
連結子会社	—	—
計	8,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数、会社の規模、業務の特性等の要素を勘案のうえ決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、2024年2月20日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が決議され、事業年度を5月1日から翌年4月30日までに変更いたしました。その経過措置として、前連結会計年度は、2024年2月1日から2024年4月30日までの3か月間となっております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年5月1日から2025年4月30日まで）の連結財務諸表について、OAG監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	117,323	169,538
売掛金	34,324	33,495
未成業務支出金	—	1,849
その他	5,782	19,070
貸倒引当金	△205	△187
流動資産合計	157,224	223,767
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 13,220	※1 11,857
工具、器具及び備品（純額）	※1 4,817	※1 3,713
有形固定資産合計	18,037	15,571
無形固定資産		
ソフトウエア	296	—
無形固定資産合計	296	—
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,065	1,074
その他	3,479	6,059
投資その他の資産合計	6,544	7,134
固定資産合計	24,879	22,705
<b>資産合計</b>	<b>182,103</b>	<b>246,472</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	20,388	30,396
未払金	20,827	17,792
未払費用	7,936	11,658
未払法人税等	340	7,382
未払消費税等	4,645	11,242
その他	1,479	4,582
流動負債合計	55,616	83,054
<b>固定負債</b>		
長期借入金	79,873	95,307
固定負債合計	79,873	95,307
<b>負債合計</b>	135,489	178,361
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	8,000	8,000
資本剰余金	2,000	2,000
利益剰余金	36,967	58,287
株主資本合計	46,967	68,287
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	△353	△176
その他の包括利益累計額合計	△353	△176
<b>純資産合計</b>	46,614	68,111
<b>負債純資産合計</b>	182,103	246,472

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)		当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	
売上高	※1	67,730	※1	367,053
売上原価		21,955		148,403
売上総利益		45,774		218,650
販売費及び一般管理費	※2	48,114	※2	184,977
営業利益又は営業損失(△)		△2,339		33,672
営業外収益				
受取利息		7		1,193
為替差益		952		—
受取保険料		—		874
受取保証料		—		583
その他		1,130		531
営業外収益合計		2,091		3,182
営業外費用				
支払利息		342		1,270
リース解約損		—		843
為替差損		—		1,473
その他		754		300
営業外費用合計		1,096		3,887
経常利益又は経常損失(△)		△1,344		32,967
特別利益				
固定資産売却益	※3	955	※3	—
特別利益合計		955		—
特別損失				
固定資産除却損	※4	—	※4	1,444
特別損失合計		—		1,444
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)		△389		31,523
法人税、住民税及び事業税		340		8,212
法人税等調整額		—		1,990
法人税等合計		340		10,202
当期純利益又は当期純損失(△)		△729		21,320
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△729		21,320

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
当期純利益又は当期純損失（△）	△729	21,320
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	637	177
その他の包括利益合計	※ 637	※ 177
包括利益	△91	21,497
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△91	21,497

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年2月1日 至2024年4月30日）

(単位：千円)

	株主資本				他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	他の包括利益累計額合計	
当期首残高	8,000	2,000	37,696	47,696	△991	△991	46,705
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△729	△729			△729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					637	637	637
当期変動額合計	—	—	△729	△729	637	637	△91
当期末残高	8,000	2,000	36,967	46,967	△353	△353	46,614

当連結会計年度（自2024年5月1日 至2025年4月30日）

(単位：千円)

	株主資本				他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	他の包括利益累計額合計	
当期首残高	8,000	2,000	36,967	46,967	△353	△353	46,614
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			21,320	21,320			21,320
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					177	177	177
当期変動額合計	—	—	21,320	21,320	177	177	21,497
当期末残高	8,000	2,000	58,287	68,287	△176	△176	68,111

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△389	31,523
減価償却費	894	4,813
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△104	△18
受取利息	△7	△1,193
支払利息	342	1,270
為替差損益 (△は益)	△952	1,473
固定資産売却益	△955	—
固定資産除却損	—	1,444
売上債権の増減額 (△は増加)	17,614	829
棚卸資産の増減額 (△は増加)	—	△1,849
未払金の増減額 (△は減少)	5,408	△2,372
未払費用の増減額 (△は減少)	897	3,721
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,945	6,597
その他	2,869	△10,203
小計	23,671	36,035
利息及び配当金の受取額	7	1,193
利息の支払額	△342	△1,270
法人税等の支払額	△7,329	△1,170
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,007	34,788
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△414	△2,851
有形固定資産の売却による収入	2,800	81
投資有価証券の売却による収入	5,200	—
その他	—	△3,948
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,585	△6,718
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	80,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△ 83,268	△24,558
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,268	25,442
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,590	△1,296
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	21,914	52,215
現金及び現金同等物の期首残高	95,408	117,323
現金及び現金同等物の期末残高	※ 117,323	※ 169,538

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 1社

ACTBE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は、2024年2月20日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が決議され、事業年度を5月1日から翌年4月30日までに変更いたしました。その経過措置として、前連結会計年度は、2024年2月1日から2024年4月30日までの3か月間となっております。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 13～22年

工具、器具及び備品 3～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、顧客に対して、主に準委任契約において、顧客のシステム開発の支援や技術支援のサービスを提供しております。一方で、当社グループでは請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを提供しております。

準委任契約による取引は、契約内容に応じてエンジニアが提供するサービスが履行義務であり、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検

収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積もり、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,605千円	7,455千円
2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。 この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
当座貸越極度額の総額	一千円	30,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	30,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
役員報酬	10,350千円	45,930千円
支払報酬	7,205	23,229
貸倒引当金繰入額	△104	△18

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
機械装置及び運搬具	955千円	一千円
計	955	—

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
建物	一千円	1,016千円
工具、器具及び備品	—	187
ソフトウエア	—	240
計	—	1,444

## (連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

前連結会計年度  
(自2024年2月1日  
至2024年4月30日)当連結会計年度  
(自2024年5月1日  
至2025年4月30日)

## 為替換算調整勘定

当期発生額	637千円	177千円
その他の包括利益合計	637	177

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
発行者 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回および第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単位を本源的価値により算定しております。付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年5月1日 至2025年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
発行者（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。  
 2. 当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単位を本源的価値により算定しております。付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)	当連結会計年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	117,323千円	169,538千円
現金及び現金同等物	117,323	169,538

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の経営破綻等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、事前に取引先の信用調査を実施し、また、取引先ごとに期日及び残高管理を実施することにより、リスクの最小化を図る体制を構築しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や与信限度の見直しを図っております。

② 市場リスク（金融市場の変動リスク）の管理

当社グループは、金利の変動が財務に与える影響については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（資金が不足し支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画および資金計画を基に月次の資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	100,261	99,893	△367
負債計	100,261	99,893	△367

(\*)現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	125,703	125,464	△238
負債計	125,703	125,464	△238

(\*)現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	117,323	—	—	—
売掛金	34,324	—	—	—
合計	151,647	—	—	—

当連結会計年度 (2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	169,538	—	—	—
売掛金	33,495	—	—	—
合計	203,034	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	20,388	20,388	20,388	20,388	18,709	—
合計	20,388	20,388	20,388	20,388	18,709	—

当連結会計年度 (2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	30,396	30,396	30,396	28,717	5,798	—
合計	30,396	30,396	30,396	28,717	5,798	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2024年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年4月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年4月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	—	99,893	—	99,893
負債計	—	99,893	—	99,893

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2025年4月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）	—	125,464	—	125,464
負債計	—	125,464	—	125,464

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円のため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 12,500株	普通株式 4,500株
付与日	2022年10月1日	2025年1月20日
権利確定条件	「第5発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年10月2日 至 2032年8月16日	自 2026年12月26日 至 2034年12月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年7月24日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	12,100	—
付与	—	4,500
失効	5,000	—
権利確定	—	—
未確定残	7,100	4,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2025年7月24日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2025年7月24日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一千円
② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当連結会計年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	708千円	2,438千円
未払事業税	—	765
敷金	369	857
長期前払費用	449	112
未払費用	2,356	—
繰延税金資産小計	3,884	4,174
評価性引当額	△708	△2,438
繰延税金資産合計	3,175	1,735
繰延税金負債		
前払費用	△110	—
保険積立金	—	△661
繰延税金負債合計	△110	△661
繰延税金資産（負債）の純額	3,065	1,074

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2024年4月30日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当連結会計年度（2025年4月30日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4千円増加し、法人税等調整額が4千円減少しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、Tech-Integrator事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自2024年2月1日 至2024年4月30日）

	金額（千円）
Product Development Partner事業	46,958
Business Intelligence事業	17,885
Branding事業	2,486
Advisory事業	400
顧客との契約から生じる収益	67,730
外部顧客への売上高	67,730

当連結会計年度（自2024年5月1日 至2025年4月30日）

	金額（千円）
Product Development Partner事業	253,330
Business Intelligence事業	112,006
Branding事業	1,716
Advisory事業	—
顧客との契約から生じる収益	367,053
外部顧客への売上高	367,053

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自2024年2月1日 至2024年4月30日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	51,939千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	34,324

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自2024年5月1日 至2025年4月30日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	34,324千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	33,495

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイキン工業株式会社	11,955
株式会社日本アクセス	8,137
株式会社村田ソフトウェアサービス	8,005

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

当連結会計年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイキン工業株式会社	62,115
株式会社日本アクセス	54,456

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

(関連当事者情報)

前連結会計年度（自2024年2月1日 至2024年4月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年5月1日 至2025年4月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
1 株当たり純資産額	466.14円	681.11円
1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)	△7.29円	213.20円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益又は当期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)を算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)	当連結会計年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株式に帰属する当期純損失(△) (千円)	△729	21,320
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株式に帰属する当期純損失(△) (千円)	△729	21,320
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000	100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数71個)。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数116個)。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月24日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年7月23日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000株
今回の分割により増加する株式数	99,000株
株式分割後の発行済株式総数	100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年7月24日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年7月24日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	100,000円	1,000円
第2回新株予約権	100,000	1,000

3. 単元株制度の採用

2025年7月23日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年7月24日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(セレブロファーマ株式会社への出資)

当社は、2025年7月7日の取締役会において、セレブロファーマ株式会社（以下「セレブロファーマ社」）へ出資することを決議し、2025年7月9日付で出資金10,000千円の払込を完了しております。

1. 出資の目的

セレブロファーマ社は神経疾患領域に特化した創薬ベンチャーであり、同社の開発中パイプラインには高い市場成長性と社会的意義があると考えております。当社における出資実績の蓄積と取引先からの信頼性向上を図るとともに、セレブロファーマ社との取引拡大等に向けた関係強化を目的としております。

2. セレブロファーマ社の概要

- (1) 会社名 セレブロファーマ株式会社
- (2) 本店所在地 大阪府大阪市中央区南久宝寺町四丁目5番6号
- (3) 代表者 富山 貴美
- (4) 設立 2020年3月26日
- (5) U R L <https://cerebro-p.com/>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	20,388	30,396	1.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	79,873	95,307	1.4	2029年
合計	100,261	125,703	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,396	30,396	28,717	5,798

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換え手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://actbe.co.jp/">https://actbe.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年4月2日	豊田産業株式会社 代表取締役社長 玉城 勇人	大阪府吹田市	特別利害関係者（大株主上位10名）	藤原 良輔	大阪市西区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	91	4,485,845 (49,295)	所有者の事情による
2024年4月2日	豊田産業株式会社 代表取締役社長 玉城 勇人	大阪府吹田市	特別利害関係者（大株主上位10名）	石村 真一	大阪市西区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	90	450,000 (5,000)	所有者の事情による
2024年12月1日	藤原 良輔	大阪市西区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	山本 雄三	兵庫県西宮市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	50	5,000,000 (100,000)	経営参画への意識向上のため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025年4月30日）から起算して2年前（2023年5月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

3. 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）及び純資産方式を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

4. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2025年1月20日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 45株
発行価格	100,000円 (注) 3.
資本組入額	50,000円
発行価額の総額	4,500,000円
資本組入額の総額	2,250,000円
発行方法	2024年12月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年4月30日であります。

2. 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき100,000円
行使請求期間	2026年12月26日から 2034年12月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っ

ておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は4,500株、「発行価格」は1,000円、「資本組入額」は500円にそれぞれ調整されております。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
当社従業員12名	—	会社員	19	1,900,000 (100,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行つておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藤原 良輔（注）1、2	大阪市西区	71,100	63.71
石村 真一（注）2、3	大阪市西区	15,300 (6,300)	13.71 (5.65)
豊田産業株式会社（注）2	大阪府吹田市	14,900	13.35
山本 雄三（注）2、3	兵庫県西宮市	5,000	4.48
その他の株主12名（注）4	—	2,700 (2,700)	2.42 (2.42)
株式会社アクトビ（注）5	大阪市西区	2,600 (2,600)	2.33 (2.33)
計	—	111,600 (11,600)	100.00 (10.39)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）  
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）  
 4. 当社の従業員  
 5. 新株予約権付与者の退職に伴う無償取得分  
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 7. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
 8. 2025年7月24日付で株式分割（普通株式1株を100株に分割）を行っており、上記の株式数は、株式分割後の株式数を記載しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月11日

株式会社アクトビ

取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

今井 嘉喜

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

橋本 公成

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクトビの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクトビ及び連結子会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社は2024年4月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上